

## 令和元年 第3回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第98号

令和元年第3回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年8月20日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 令和元年9月5日
2. 場 所 まんのう町役場議場

### 令和元年第3回まんのう町議会定例会会議録（第4号）

令和元年9月25日（水曜日）午前 9時30分 開会

#### 出席議員 16名

1番 鈴木 崇 容	2番 常 包 恵
3番 小山 直 樹	4番 京 兼 愛 子
5番 竹林 昌 秀	6番 川 西 米希子
7番 合 田 正 夫	8番 三 好 郁 雄
9番 白 川 正 樹	10番 白 川 皆 男
11番 大 西 樹	12番 松 下 一 美
13番 三 好 勝 利	14番 大 西 豊
15番 川 原 茂 行	16番 田 岡 秀 俊

#### 欠席議員 なし

#### 会議録署名議員の指名議員

12番 松 下 一 美	13番 三 好 勝 利
-------------	-------------

#### 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 多 田 浩 章 議会事務局課長補佐 平 田 友 彦

#### 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 栗 田 昭 彦  
教 育 長 三 原 一 夫 総務課長兼仲南支所長 長 森 正 志

企画観光課長	常包英希	税務課長	池下尚治
住民生活課長	細原敬弘	福祉保険課長	佐喜正司
会計管理者	黒木正人	健康増進課長	久保田純子
建設土地改良課長	河田勝美	農林課長	小縣茂
琴南支所長	萩岡一志	教育次長兼学校教育課長	香川雅孝
生涯学習課長	松下信重	地籍調査課長	岸本広宣

○田岡秀俊議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、多田浩章君。

○多田議会議務局長 御報告申し上げます。

初めに、各常任委員長から、会議規則第77条の規定に基づく付託審査結果報告書を受理いたしました。

次に、議会運営委員長及び各常任委員長から、会議規則第75条の規定に基づく閉会中の継続調査申出書を受理いたしました。

以上で、議会報告を終わります。

○田岡秀俊議長 議会報告を終わります。

## 日程第1 議会運営委員会報告

○田岡秀俊議長 日程第1、本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告を願います。

議会運営委員長、白川皆男君。

○白川皆男議会議運営委員長 議会運営委員会の御報告を申し上げます。

9月24日、午前9時30分より、第1委員会室におきまして、町長、副町長、総務課長、議長同席のもとに、議会運営委員会の委員6名出席し、慎重に審議しました。その結果を御報告いたします。

それでは、お手元に配付されております議事日程第4号について説明を申し上げます。

日程第1 議会運営委員会報告 議会運営委員長

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 付託案件の委員長報告 教育民生常任委員長

日程第4 付託案件の委員長報告 建設経済常任委員長

日程第5 付託案件の委員長報告 総務常任委員長

日程第6 認定第1号 平成30年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第7 認定第2号 平成30年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第8 認定第3号 平成30年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第9 認定第4号 平成30年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10 認定第5号 平成30年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 認定第6号 平成30年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 認定第7号 平成30年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13 議案第1号 まんのう町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

日程第14 議案第2号 まんのう町若者定住促進条例の一部改正について

日程第15 議案第3号 まんのう町印鑑条例の一部改正について

日程第16 議案第4号 まんのう町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第17 議案第5号 まんのう町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第18 議案第6号 まんのう町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担等に関する条例の一部改正について

日程第19 議案第9号 令和元年度まんのう町一般会計補正予算（案）第1号

日程第20 選挙第1号 まんのう町外二ヶ市町（十郷地区）山林組合議会議員の選挙について 即決でお願いします。

日程第21 閉会中の継続調査について

以上の日程で意見の一致を見、午前10時7分、委員会を閉会いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

**○田岡秀俊議長** 議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

5番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 執行部から提案された議案の審議の結論に対しては、何ら異議を挟むものではございませんが、本町は、今、出納室長の不祥事の問題を抱えていて、この問題を早急に審議すべきかと思えます。

これは、問題構造は極めて単純でして、PFIの問題とは違いますね。政治決着をどう

つけるかということであります。本議会において、その問題を論議せずに閉会することでよいのか。それから、閉会后、どのような審議の方針をもって会議を開いていくつもりなのか。議運で話し合われた内容、または委員長の見解を求めます。

これは、あわせて議長にも問うものであります。議会というのは執行部に問いただすだけではなくて、議員相互の意見交換が大事であって、それが政治的合意をつくり上げるものと考えます。今回の不祥事の問題に対して、本会議をこのままこの日程のとおりを終了してよいのか、いささか疑問に思うわけであり、農業振興計画と町の総合計画を策定する重要な審議に時間を費やすべきであって、早急に不祥事の問題の会議を開いて、決着つける方向を探るべきだと思います。

議運の委員長のお答えを求めます。

○田岡秀俊議長 10番、白川皆男君。

○白川皆男議会運営委員長 こういう問題につきましては、全員協議会を開きまして審議をするという話し合いで終わりました。以上です。

○田岡秀俊議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 全員協議会は意見交換の場としてはいいんですけども、公式に議事が残るわけでも何でもなくて、4月以来、執行部に説明に求めている財務会計システム外でのお金の出入り、それから当該職員が職務として町の関係団体の会計を預けてた問題への、そこのトラブルのあるやなしやの話、それから監査と議会のあり方というのも検討すべきことであって、監査委員と我々議会が意見交換をする場もあってもいいのではないかと。

長野県においては、監査委員さんが議会に出席されておると聞いております。こうした論議の場を議運の委員長に求めておきたいと存じます。いかがでしょうか。

○田岡秀俊議長 委員長、白川皆男君。

○白川皆男議会運営委員長 了解しました。

○竹林昌秀議員 ありがとうございます。

○田岡秀俊議長 ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長 これをもって、質疑を終了いたします。

## 日程第2 会議録署名議員の指名

○田岡秀俊議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、12番、松下一美君、13番、三好勝利君を指名いたします。

## 日程第3 付託案件の委員長報告（教育民生常任委員長）

○田岡秀俊議長 日程第3、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

教育民生常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長、大西豊君。

**○大西豊教育民生常任委員長** 教育民生常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る9月12日、13日、午前9時30分より、第1委員会室におきまして、委員5人出席、議長同席し、執行部より、町長、副町長、教育長、総務課長、所管課長出席のもと、教育民生常任委員会を公開にて開催しました。

9月定例会本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は、平成30年度決算認定関係の認定第2号から認定第4号、認定第7号、議案第3号から議案第6号の8案件で、執行部より説明を受け、審査を行いました。

まず、認定第2号 平成30年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定では、保険給付費で国保の基礎数値の推移、前年対比について、国民健康保険事業の状況について、診療所の運営状況について説明がありました。

次に、認定第3号 平成30年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定では、後期高齢者医療の概要、後期高齢者医療疾病別費用内訳について説明がありました。

次に、認定第4号 平成30年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定では、介護サービス給付費について、地域支援事業、包括的支援事業等の各種事業について、平成31年3月末現在の介護度別認定者数、介護保険サービス利用者数について説明がありました。

次に、認定第7号 平成30年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定で、この特別会計は仲南地区で実施した町設置型の浄化槽維持管理の特別会計で、決算額は4,459万4,000円で、対前年比11.7%の減であるとの報告がありました。

委員より、地域別の浄化槽普及率について質疑があり、執行部より、地域ごとの普及率は把握できていない。なお、浄化槽、下水道、くみ取り、農業集落排水等の各世帯数について答弁がありました。

次に、議案第3号 まんのう町印鑑条例の一部改正について、執行部より、住民基本台帳法施行令の改正に伴い、氏の変更があった者が住民票に旧氏の記載を求めることが可能となったことから、住民票に記載された旧氏の印鑑登録、印鑑登録証明書の氏名欄に旧氏を記載できるよう改正するものである。附則については、施行日を令和元年11月5日とするものであるとの説明がありました。

委員より、この改正が住民にとって問題はないかとの質疑があり、執行部より、これは住民票に旧姓を併記する申請をいただくことにより、自動的に印鑑登録証明書にも旧氏が併記される改正である。みずから申請した方への対応であるため、問題はないとの答弁がありました。

次に、議案第4号 まんのう町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、執行部より、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の

一部を改正する省令が本年4月1日に施行されたことに伴い、本条例を一部改正するものである。本町における家庭的保育事業等の認可基準は国が定める基準のとおりとしたいと考えるが、国の基準は平成26年10月1日の施行後、現在までに7回改正が行われていることから、今回、本条例の構成を大幅に見直し、国の基準の改正に対応できるよう改正をするものであるとの説明がありました。

次に、議案第5号 まんのう町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、執行部より、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する省令が本年5月31日に公布されたことに伴い、本条例を一部改正するものである。本町における運営基準は国が定める基準のとおりとしたいと考えているが、国の基準は平成27年1月1日の施行後、現在までに4回改正が行われているところから、今回、本条例の構成を大幅に見直し、国の基準の改正に対応できるよう改正をするものであるとの説明がありました。

次に、議案第6号 まんのう町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担等に関する条例の一部改正について、執行部より、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が本年10月1日に施行されることに伴い、本条例を一部改正するものである。子ども・子育て支援法の一部改正内容として、従来の「子どものための教育・保育給付の認定」と、今回、新設される「子育てのための施設等利用給付の認定」とを区別するため、「支給認定」という文言が「教育・保育給付認定」に形式的な整理がなされている。本条例についても、同法の一部改正内容を反映させた一部改正を行い、同法が施行される本年10月1日に施行をするものであるとの説明がありました。

委員より、法改正により国の基準が示され、町がそれに基づき条例改正を行うが、今後、上位法の改正等があれば、議会に知らせるべきとの意見がありました。

執行部より、国の基準も多種多様であり、それを逐一議会に知らせることに限界はあるが、できる限りお知らせしたいとの答弁がありました。

以上、付託された案件について次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により、その結果を報告します。

認定第2号 平成30年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、全会一致で認定。認定第3号 平成30年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、全会一致で認定。認定第4号 平成30年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、全会一致で認定。認定第7号 平成30年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について、全会一致で認定。議案第3号 まんのう町印鑑条例の一部改正について、全会一致で可。議案第4号 まんのう町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、全会一致で可。議案第5号 まんのう町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、全会一致で可。議案第6号 まんのう町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担等に関する条例の一部改正について、全会一致で可と

することで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告とさせていただきます。

また、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。

**○田岡秀俊議長** これをもって、教育民生常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

#### **日程第4 付託案件の委員長報告（建設経済常任委員長）**

**○田岡秀俊議長** 日程第4、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

建設経済常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長、松下一美君。 (川原茂行議員退席 午前9時53分)

**○松下一美建設経済常任委員長** 建設経済常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る、9月10日、午前9時30分より、第1委員会室におきまして、委員5名全員出席し、議長同席のもと、執行部より、町長、副町長、総務課長、所管課長出席のもと、建設経済常任委員会を公開にて開催いたしました。

当委員会に付託されました案件は、認定第5号、認定第6号の2案件で、本会議に引き続き、執行部より詳細な説明があり、慎重に審査をいたしました。

認定第5号 平成30年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定について、執行部より報告があり、委員より、公共下水道普及率が14.2%は低いのではとの意見があり、執行部より、以前は積極的に普及の推進をしていたが、現在は、町では人口密度等費用対効果を考えた場合、公共下水道より合併浄化槽の普及を進めているとの答弁がありました。

次に、認定第6号 平成30年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定については、執行部より報告がありました。

委員より、農業集落排水は今後どうなるのかとの質疑があり、執行部より、現在、公共下水道と集落排水の一体化について計画を進めている。現在、排水処理施設が土器川の右岸側に位置するため、集落排水の下水道管を長炭橋を使い、左岸側まで延長し、既設の公共下水道とつなぐ計画である。このことについては、県より了解を得られる予定であるとの答弁がありました。 (川原茂行議員着席 午前9時55分)

以上の認定につきましては、質疑等ありましたが、各委員理解し、了解しました。

以上、付託されました案件について、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により、その結果を報告いたします。

認定第5号 平成30年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定について、全会

一致で認定。認定第6号 平成30年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について、全会一致で認定とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告です。

最後に、閉会中の所管事務調査を議長に申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。

**○田岡秀俊議長** これをもって、建設経済常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

## 日程第5 付託案件の委員長報告（総務常任委員長）

**○田岡秀俊議長** 日程第5、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

総務常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、大西樹君。

**○大西樹総務常任委員長** 総務常任委員会の審査の経過並びに結果につきまして、御報告申し上げます。

去る9月18日、全員協議会室におきまして、委員全員が出席、執行部から、町長、副町長初め、所管課長全員が出席のもと、総務常任委員会を公開にて開催いたしました。

当委員会に付託されました案件は、認定第1号、議案第1号、議案第2号、議案第9号の4案件であります。なお、認定第1号につきましては、関連がありますので、建設経済常任委員会、教育民生常任委員会との合同審査を行いました。

初めに、認定第1号 平成30年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定並びに議案第9号 令和元年度まんのう町一般会計補正予算（案）第1号につきまして、教育民生常任委員長、建設経済常任委員長より、各委員会の関係部分の質疑結果等について報告を受けました。

教育民生関連では、福祉関係、こども園関係の各事業内容についての質疑が多く、建設経済関係では、木育推進事業、地域農政事業や町営住宅管理についての質疑や意見が多くあったとの報告がありました。

その後、付託案件について、本会議に引き続き、執行部より詳細な説明を受け、各委員より質疑、意見がありましたので、主なものを御報告させていただきます。

認定第1号 平成30年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定については、執行部より決算の執行状況について説明を受け、委員より、基金について、財政調整基金年度末現在高は、公金横領による不明金を差し引いた金額かとの質疑があり、執行部より、財政調整基金年度末現在高は、不正横領案件による不明金2,862万8,000円を差し引いた金額であるとの答弁がありました。



総務管理費では、町長交際費の使途基準と推移について、また、交通政策費でデマンドタクシー、福祉タクシーの拡充、有効活用について、地域づくり推進事業費で婚活支援事業による成婚実績について質疑がありました。

かりん亭運営事業費では、委員より、かりん亭の利用状況を見た場合、ここ数年、約400万円のマイナス収支で赤字続きであり、分析結果を見ると、ほぼ前年並みとあるが、毎年約400万円の赤字が続くのはいかがなものかとの意見があり、執行部より、今後、赤字の原因について精査し、満濃池を訪れる方に利用していただけるよう、かりん亭を運営している生活研究グループと協議していくとの答弁がありました。

選挙啓発事業費では、委員より、投票率が回を重ねるごとに下がっているため、前回、もっと活発に啓発できるよう選挙啓発事業費の増額をお願いしたが、変わっていないとの意見があり、執行部より、予算が厳しい現実を考慮しつつ、投票の機会を奪わないよう、啓発は工夫していくとの答弁がありました。

また、委員より、基金の管理状況について質疑があり、執行部より、決済用普通預金は金利のつかない普通預金である。また、定期に関しては全て1年満期の非継続型で運用している。また、保留している債券は満期日が記載されており、そのほとんどが20年満期であるとの答弁がありました。

委員より、決算書の中で多額の不用額があるが、中には予算そのものが過大見積もりだったとも考えられる。今後、予算編成をする際、もっと精査してもらいたいとの意見があり、執行部より、不用額については、毎年3月補正で減額すべき予算を精査し、減額補正を行っているが、予算の経済的、効果的な執行や経費の削減努力によるもの、また、予見しがたい事情や扶助費や特別会計繰出金など、3月補正を計上する1月の段階で想定が困難であるものなどがあるとの答弁がありました。

次に、議案第1号 まんのう町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、執行部より、この改正は国家公務員において超過勤務命令を行うことができる上限が人事院規則で定められており、地方公務員についても、地方公務員法第24条第4項における「均衡の原則」により、超過勤務命令を行うことができる上限を定めるための改正を行うものであるとの説明がありました。

次に、議案第2号 まんのう町若者定住促進条例の一部改正について、執行部より、この条例は、主に子育て世代にある若者がまんのう町内に移住または定住するための住宅取得支援策として、平成27年4月より期限つきで実施しているもので、毎年、補助申請は50件を超え、そのうち町外者からの申請が約3割を占めていることから、本町の人口減少対策、年少人口、生産年齢人口、税源の確保など、相乗的に地域の活性化に寄与している制度であると考えている。今回の改正は、本条例の有効期限である令和2年3月31日を令和7年3月31日まで5年間延長することで、引き続き、若者の町内への移住・定住の促進を図ろうとするものであるとの説明がありました。

次に、議案第9号 令和元年度まんのう町一般会計補正予算（案）第1号について、執

行部より、歳入歳出それぞれ9,963万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ115億2,663万5,000円とするものであるとの説明がありました。

以上、付託されました案件について次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により、その結果を報告します。

認定第1号 平成30年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定について、全会一致で不認定。審議した結果、決算額及び財政健全化数値等から財政の健全性は認められるが、監査委員からの定期監査報告にあったように、基金の管理がずさんであったことから、全会一致で不認定となりました。今後、会計業務におけるチェック体制の強化等の抜本的な改革を講じ、行財政運営と町民サービスの向上に向け格段の努力をお願いしておきます。

議案第1号 まんのう町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、全会一致で可。議案第2号 まんのう町若者定住促進条例の一部改正について、全会一致で可。議案第9号 令和元年度まんのう町一般会計補正予算（案）第1号、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告とさせていただきます。

また、所管事務調査につきましては、なお調査検討を要するため、閉会中の継続審査を議長に申し出ることとし、委員会を閉会しました。

以上をもちまして、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

**○田岡秀俊議長** これをもって、総務常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

5番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 委員長の報告は、平成30年度まんのう町一般会計歳入歳出決算を不認定とするであります。不認定というのはいかかなものか。私は継続審査にすべきではないかと思うわけであります。

要は、会計室長のかかわった基金の扱いのところ、ここが焦点だろうと思いますけれども、これを不認定としてしまうと、執行部を突き放した感じになって、審議が進まない。あくまで求めるべきは事実の解明であり、損失した、失ったお金を取り戻す手だてがあるのかないのか、それがないうちに、どのような回復措置を講ずるのか、この検討であります。そして再発防止策であると。この三つを継続審議で総務常任委員会にお願いして、総務常任委員会が主査とする合同審査でもよいかと思いますが、継続的に取り組むべきではないかと思います。

決算の不認定というのは極めて重大であります。1年間の110億円前後の町の行政全般を否定するものであって、これは町長不信任に等しい。町長は犯意はなく、悪意ではなく、善意です。多少の不手際は執行部にあったかもしれないんですが、1年分の町政全般を否定するときレベルとは思えない。教育や民生畑、あるいは地域経営において

は、本町は全国的にも最高水準とっていいぐらいの行政成果を出していると思います。種々、すき間や課題、乗り越えるべきことは多々あります。しかしながら、1年分の歳出歳入をわずか半日、1日とかの決算審査をもって否定すべきではないと思うんであります。職員たちは意欲を失するでありましょう。

決算審査においては継続審議として、12月とか、1、2月に結論を出す、1年分の執行を点検するものであって、それが次年度予算編成を方向づけ、いわば新年度予算編成の前段階であり、極めて重要なのは、決算審査であります。それを入念に再発防止策を見つけるまでの審査として、総務常任委員会にお願いできないものであるか。このようなことについて、総務常任委員会で話し合われたのかどうか、また、今後の対応について総務常任委員長に答弁を求めます。

あわせて、これは正副議長にも考えていただきたいことでもあります。議会は執行部を問いただすだけではなくて、議員相互があらゆる地域からいろんな年齢層のいろんな職歴の知識、経験を異にするものが集まる場で会って、紛糾するのは当然であります。粛々と円滑に進む議会が正に機能しているとは思えない。常識ある人間として、多彩な見解を交換しているうちにコンセンサスがつくられるのが議会であります。議員相互の意見交換を促進する議会運営を求めることもあわせて申し上げて、とりあえずこの着服の問題について、総務常任委員会が今回の審議において継続審議を求める声になかったのか。そして、閉会后、どのような対応を求めるのか、総務常任委員長に答弁を求めます。

**○田岡秀俊議長** 委員長、大西樹君。

**○大西樹総務常任委員長** 今、竹林議員の質問にお答えします。

総務委員会の中では継続という話は出てきませんでした。しかしながら、今回のこの合同審査をやったわけなんですけど、これも議運で決まりまして、今回、行われました。認定第1号につきましては、建設経済常任委員会、教育民生常任委員会との合同審査をしましたが、総務委員会としましては、あの場で各委員の多くの意見を聞き、そして判断をさせていただきたいと思いましたが、ああいう場を設けましたが、質疑応答、また、賛否についての意見は余りなかったように思います。

そして、そのまま総務委員会の付託を受けておりますので、採決に入り、そして不認定になったわけでございます。

しかしながら、竹林議員言われましたように、これからどうするんやというようなことだと思いますが、この不正流用案件につきましては、まだ現在進行形でありますので、またいろいろな場が設けられると思います。そういうことを含めてよろしくお願ひしたいと思ひます。

**○田岡秀俊議長** 5番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 審議の経過については、委員長の報告のとおりではないかと思ひます。私が心配するのは、この後、この問題に対応する手がかり、手順、方向性を示さぬまま本会議が閉会することです。今後、我々議会は、今まで視界に入れてなかった監

査のあり方、監査委員との意見交換、執行部と議会と監査の三者牽制によって公正な町行政の執行を行うという地方自治法の原則をいかに我々が運用していくのか、こういうような課題が投げかけられているのだと思います。

こうしたことで、皆様方、一緒に考えて方向性を見出していただけると念ずるものであります。

これは問題構造は極めて単純明快であります。早急に所管職員を示して対策すれば、執行部も直ちに報告書や解決案が出てくると思います。二、三カ月もあれば出ると思います。多忙な総務課長がその作文をしているようでは、なかなかこれは進まんだらうと思います。そうしたことも含めて、早急にこの問題を決着つけて、町長の信任を問うほどの次元ではない。町長は被害者であって、そのレベルの不承認というのは私は承服しがたい。執行部の対応を待って、承認するという継続審査を求める意向は変わらぬものであります。

よって、採決においては、継続審査を求めるゆえに、私は反対せざるを得ないと思っ  
ているわけであります。この場に及んで、見通しは明るくないと思っておりますが、総務常任委員会を主査とする合同審査の運営のことに私もふなれであって、どのようなタイミングで  
う言うべきか、タイミングを失した感もあります。

住民に対して、議会がいろんな意見があって、真剣に取り組んでいることが伝わる  
ことが必要かと存じます。継続審査を求めるのであります。委員長、それから総務常任委員  
会の皆様、まことに御苦勞でございますが、そうした観点を、今後、取り入れてくださる  
ように、所管委員会としての対応を求めるものであります。以上です。

**○田岡秀俊議長** 委員長、大西樹君。

**○大西樹総務常任委員長** 竹林さんに言われたような、十分にわかっておりますが、  
今のところ、そういうことは話にも出ておりませんので、ただ、今すぐやりますとか、ど  
うすることは今の段階では言えませんので、よろしく願いいたします。

**○田岡秀俊議長** ほかに質疑はありませんか。

15番、川原茂行君。

**○川原茂行議員** これ、30年度のまんのう町の一般会計の歳入歳出決算の認定、不  
認定、結果、答えはわかりました。ここに書いてある審査の結果、これを解読しますと、  
この件につきましては、不祥事といいますか、横領ですね、議会もかなりの責任があるわ  
けです。議会の責任が一点も入ってないんですね。執行部に要求する。要求するだけじゃ  
ない。これ、チェック機能が甘かったから、議会のチェック機能が甘かったから、こうい  
う事態が起きたのも事実なんですね。当然、執行部はもっと気をつけていただかなければ  
いけないが、議会にもそれをチェックする機能が甘かったから、こういうことが起きた。

じゃあ、今後の対応をどうするのかという一点もこの中に入っていない。ただ執行部に今  
後努力をお願いしますと、これでいいのか以外に論議された、総務委員会で、じゃあこの  
結果を踏まえてできたことは事実でありますから、どう解決していくのか、その論議をど  
こまでされたのか、委員長にお伺いいたします。

**○田岡秀俊議長** 委員長、大西樹君。

**○大西樹総務常任委員長** 川原さんの質問に答えます。

総務委員会としては、今回、そういうことは、今、言われたことは出ておりませんが、しかしながら、常日ごろ、いろいろな資料をいただいて、各委員がいろいろ勉強しております。そうした中において、三和会計さんとか、不正流用案件についての報告を受けております。そうした中からいろいろ考えて、そして執行部へのこれからの対応を、今から、さっきも言わせていただきましたが、不正流用案件につきましても、現在進行形でありますので、再発防止につきましても、今からしっかりと総務委員会として考えていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

**○田岡秀俊議長** 再質問、15番、川原茂行君。

**○川原茂行議員** 委員長の今後考えていく姿勢はわかります。だけども、もう数カ月になるわけです。数カ月になって、手法が進展なし。ただ、議会は執行部からの報告を聞くだけが今の現状である。それで解決に向かっていけるのかどうか。我々の任期はあと2年数カ月。今までの全協の話でいきますと、これ、いつのことやらわけがわからんような話をこのままずるずると執行部の意見を議会が聞いていいのか。議会は議会として執行部に対してどういう対応をしていくのか。議会は議会でどう対応するのか。これを議論されたのかどうか。されてはおると思うけども、どこまでされたのか、具体的に、これをお聞きします。

**○田岡秀俊議長** 委員長、大西樹君。

**○大西樹総務常任委員長** 今、言われたことにつきましては、さっきも言いましたけども、総務委員会では話はしておりませんが、各委員はそういう先ほども言いましたいろいろな資料を見て、いろいろ考えていただいていると思います。

そして、この文章の中にも、捜査上の関係上と、警察との協議により文章が省略されているということで、執行側の方もなかなか出せない部分もありますし、先ほどから言いましたように、今現在進行形の案件でございますので、今から、やっぱり先ほど言いましたように、しっかりと総務委員会も対応していきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

**○田岡秀俊議長** 15番、川原茂行君。

**○川原茂行議員** 最後に、いずれにしても二千八百数十万、3,000万円近い金が、これは町が預かっておる金であって、町民の税金です。間違っってはいけない。町民の税金をお預かりしておる。それを管理監督せないけない。当然、議会もチェック機能を働かさなければ、こういうことが起きるわけです。議会の責任。これで町民の方が一番怖いのは、どんどんいきますと、これで幕引きかという町民の方もおいでるわけですよ。事実、皆さんの声にも入っていると思う。もっと真剣に町長に追求すべきはすべき。また、議会がとれる対応、特別委員会、拘束力のない議会を何遍やっても、前向いていかないんです。やっぱり司法に対しても質問状も出せる。ある程度のやっぱり職権を持った組織をつくらな

いで、前向いて私はいくとは思わない。そこを、委員長、議論されたかどうかお聞きします。

○田岡秀俊議長 委員長、大西樹君。

○大西樹総務常任委員長 今、言われたようなことですが、総務委員会としては話してませんが、こういう案件につきましては、やっぱり議運で話すべきだと思いますし、先ほども議運の委員長が言っておりましたように、いろいろ考えていただけるんでないかというふうに思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 それでは、総務委員長に重ねてになりますが、この間、議会も相当残り2年数カ月です。町民の方から議会何しとんだと言われておるのが現実であります。しかし、これをどうしても解決せないかん、近々に。そういう姿勢を総務委員長に特にお願い申し上げて、私の質問終わります。

○田岡秀俊議長 委員長、大西樹君。

○大西樹総務常任委員長 今、言われたことを十分聞かせていただきましたので、これから一生懸命頑張ってやっていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願います。

○田岡秀俊議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 これをもって、質疑を終了いたします。

#### 日程第6 認定第1号 平成30年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定について

○田岡秀俊議長 日程第6、認定第1号 平成30年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は不認定であります。

これより、討論に入ります。委員長報告が不認定でありますので、原案に賛成者の賛成討論から行います。賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 賛成討論なし。討論なしと認めます。

○竹林昌秀議員 反対意見は。

○田岡秀俊議長 原案に対する賛成の討論です。

○竹林昌秀議員 反対はどこで言えばいいのか。

○田岡秀俊議長 原案に対する認定、不認定ということです。賛成討論ですか。原案に対する賛成討論ですか。

○竹林昌秀議員 反対ですね。

○田岡秀俊議長 原案に対して問うておるんです。

○竹林昌秀議員 原案に反対ですね。不採択というのに反対する意見はどこで言えばいいのか教えていただいたらそれでいいわけです。

○田岡秀俊議長 言っている意味わかりますか。原案に対して賛成の方の討論をということです。

○竹林昌秀議員 執行部原案に対する賛成のですか。私の言いたいことが議案になつたらんわけで、じゃあ後で言えるんか。不採択のときに言えるんですか。

○田岡秀俊議長 原案に対しての賛成討論を求めているわけですから。

○竹林昌秀議員 継続審査を求める発言をしたいんですけど、議案に対して。

○田岡秀俊議長 討論はありませんか。

〔「休憩を求めます」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 それでは、暫時休憩といたします。

**休憩 午前10時28分**

**再開 午前10時50分**

○田岡秀俊議長 それでは、休憩を戻して、会議を再開いたします。

改めて、日程第6からまいります。

日程第6、認定第1号 平成30年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は不認定であります。

竹林議員、動議ということですか。

○竹林昌秀議員 動議を提出させていただきます。

とにもかくにも、この問題を早急に解決する手だて、会議運営の方向性の手がかりを本会議で得たいわけでありまして。それは、総務常任委員会が継続審査として継承する、これは一つの案でありましょう。それから、それを調査特別。

○田岡秀俊議長 竹林議員、決算認定についてですよ。

○竹林昌秀議員 特別委員会を開く、こうした手だてを講ずるのであれば、決算認定について前へ進むんじゃないかなと思うわけです。とにかく執行部が担当職員指名してやらさなんだらいかなですね。

それから、お金を返してもらうのは、これは政治決定以外にないですね。議会が会を重ねて開くしかない。

再発防止策はやっぱり執行部と監査委員と議会とが合同で会議規則の不備を補う例規をつからないかんでしょうね。これは合同でやらないかん。そういう体制の手がかりを得ないことには、執行の賛成にも、それから不認定にもしかねるわけでありまして。

そこで、とりあえずは総務常任委員会の継続審議を求める動議を出させていただきます。あわせて、特別委員会の設置の検討を我々議会の中で相談すべきということも申し上げておきたい。以上、動議であります。

○田岡秀俊議長 ただいまの動議を取り上げることに賛成の方はおいでますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 賛成なしということで、ただいまの動議については不採択ということにさせていただきます。

それでは改めて、これより、討論に入ります。委員長報告が不認定でありますので、原案に賛成者の賛成討論から行います。賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、認定第1号 平成30年度まんのう町一般会計決算認定についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は不認定であります。したがって、原案について採決します。平成30年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔「何言うとるかわからん」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 認定ということについて賛成の方の起立を求めるとのことです。

(起立少数)

**○田岡秀俊議長** 起立少数ということであります。

よって、本案は不認定ということになります。

## 日程第7 認定第2号 平成30年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

**○田岡秀俊議長** 日程第7、認定第2号 平成30年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

3番、小山直樹君。

**○小山直樹議員** 賛否を問う前にお聞きしておきたいことがあります。

決算書では翌年度への繰越金が1億5,400万円となっております。さきの議会で、私、600万円あれば、ゼロ歳から高校生までの国保料を無料にできるだろうという質問をいたしました。サラリーマンの倍もの保険料を払っている国保世帯への重い負担を軽減することができると思います。来年度予算でこの翌年度への繰越金をどのようにされるおつもりなのかを聞いておきたいと思います。

**○田岡秀俊議長** 小山議員、質疑ではないです。討論ですので。

**○小山直樹議員** そうですか。いや、できれば。

**○田岡秀俊議長** いや、それはこの場ではできません。委員長報告に対してはできませんが。討論であれば。

**○小山直樹議員** いや、討論ではございません。ただ、お聞きしておければと思っただけでございます。



○田岡秀俊議長 いえ、それは却下します。

それでは、改めて討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、認定第2号 平成30年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

### 日程第8 認定第3号 平成30年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○田岡秀俊議長 日程第8、議案第3号 平成30年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、認定第3号 平成30年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

### 日程第9 認定第4号 平成30年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

○田岡秀俊議長 日程第9、認定第4号 平成30年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、認定第4号 平成30年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

#### **日程第10 認定第5号 平成30年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定について**

**○田岡秀俊議長** 日程第10、認定第5号 平成30年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、認定第5号 平成30年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

#### **日程第11 認定第6号 平成30年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について**

**○田岡秀俊議長** 日程第11、認定第6号 平成30年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、認定第6号 平成30年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

### 日程第12 認定第7号 平成30年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について

○田岡秀俊議長 日程第12、認定第7号 平成30年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、認定第7号 平成30年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

### 日程第13 議案第1号 まんのう町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

○田岡秀俊議長 日程第13、議案第1号 まんのう町職員等の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第1号 まんのう町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

#### 日程第14 議案第2号 まんのう町若者定住促進条例の一部改正について

○田岡秀俊議長 日程第14、議案第2号 まんのう町若者定住促進条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第2号 まんのう町若者定住促進条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

#### 日程第15 議案第3号 まんのう町印鑑条例の一部改正について

○田岡秀俊議長 日程第15、議案第3号 まんのう町印鑑条例一部改正についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第3号 まんのう町印鑑条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

#### 日程第16 議案第4号 まんのう町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○田岡秀俊議長 日程第16、議案第4号 まんのう町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第4号 まんのう町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

### **日程第17 議案第5号 まんのう町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について**

**○田岡秀俊議長** 日程第17、議案第5号 まんのう町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

3番、小山直樹君。

**○小山直樹議員** 5号とも関連しますけども、今回のこの条例改正についてとりたててどうのこうのという思いはありませんが、問題はこの発端となった待機児童解消のために国が条例を改正したということでもありますけども、設置基準の大幅な緩和を行ったものであります。私が危惧するのは、この新しい条例、設置基準をいろいろ取っ払ってしまってますので、まんのう町として、今後、この下げた基準で運営がなされるのかどうか、その辺を聞いておきたいという思いがあります。それで、非常に勉強不足でわかりませんので、私としては、わからないものには責任持てませんので、賛成はできません。以上であります。

ただ、お答えないんでしょうか。

**○田岡秀俊議長** 答えはありません、討論です。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

14番、大西豊君。

**○大西豊議員** この前も説明してきたとおり、国の上位法が変更による改定であります。そして、そういう中で前回の発言の機会をいただいたときにも、まんのう町は近隣市町村に比べて、そういう施策については進んでおるといことで、この改正によって負担増はないということでございます。

**○田岡秀俊議長** ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** これより、議案第5号 まんのう町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを起立により採決いた

します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

**○田岡秀俊議長** 起立多数であります。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

### **日程第18 議案第6号 まんのう町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担等に関する条例の一部改正について**

**○田岡秀俊議長** 日程第18、議案第6号 まんのう町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

3番、小山直樹君。

**○小山直樹議員** 来月から国の政策として幼児教育の無償化が始まりますけども、給食費を除くということであります。食育は非常に大事な保育・教育の柱でありますけども、そうではないと言わんばかりであります。

委員会を、私、傍聴いたしましたけども、今回の委員会の中でも明らかになりませんが、これまでの町が持ち出した負担額と、今後の国から無償化の対象として補助が出るとは思いますけども、その負担額の差額が一体幾らになるのかということが全くわかっておりません。ぜひ数字を出していただきたいのですが、執行部の方からは、現状の負担よりふえることはないというふうには聞いておりますけども、本来、やっぱり教育、給食、食育というのは、幼児教育の保育の柱であります。無償にするのが当然だと思いますし、まんのう町が県下で一番早く子育てしやすい、そういうことに力を入れている町だということを私は示すべきだと思います。そういうことで、この条例の改正について案をいただきましたけれども、ただ単に負担がふえないという状況だけでありますので、前向きではないというふうに思いますので、残念ながら反対をいたします。

**○田岡秀俊議長** 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

14番、大西豊君。

**○大西豊議員** 先ほど、5号の議案にも関連するんですけど、子ども・子育て支援法の一部改正する法律が本年10月1日に施行されるのに伴い、本条例が一部改正するものです。従来の子どものための教育・保育給付の認定と、今回申請される子育てのための施設利用給付の認定と区別するために、支援認定という文言による教育・保育給付認定に形式的に整理がなされており、同法の一部改正内容を反映させ、一部改正を行うものであり、負担増とはならないという説明でございます。

**○田岡秀俊議長** ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第6号 まんのう町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担等に関する条例の一部改正についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○田岡秀俊議長 起立多数であります。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

#### 日程第19 議案第9号 令和元年度まんのう町一般会計補正予算(案)第1号

○田岡秀俊議長 日程第19、議案第9号 令和元年度まんのう町一般会計補正予算(案)第1号を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第9号 令和元年度まんのう町一般会計補正予算(案)第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第20 選挙第1号 まんのう町外二ヶ市町(十郷地区)山林組合議会議員の選挙について

○田岡秀俊議長 日程第20、選挙第1号 まんのう町外二ヶ市町(十郷地区)山林組合議会議員の選挙についての件を議題といたします。

お諮りします。

選挙の方法については、まんのう町外二ヶ市町(十郷地区)山林組規約第5条第2項及び地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

まんのう町外二ケ市町（十郷地区）山林組合議会議員に、まんのう町佐文16番地1、尾寄石根君。まんのう町山脇640番地、末武弘道君。まんのう町五條8番地1、堀田義一君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました3名の諸君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました3名の諸君が、まんのう町外二ケ市町（十郷地区）山林組合議会議員に当選されました。

議場におられない諸君について、第33条第2項の規定による当選の告知は、後刻、本人宛てに行うことにいたします。

以上で、まんのう町外二ケ市町（十郷地区）山林組合議会議員の選挙を終わります。

## 日程第21 閉会中の継続調査について

**○田岡秀俊議長** 日程第21、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

本件は、総務常任委員会、教育民生常任委員会及び建設経済常任委員会において、当該所管事務の調査のための閉会中の継続調査並びに議会運営委員会において議会運営を効率的かつ円滑に行うための閉会中の継続調査について、それぞれ委員長より申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 異議なしと認めます。

各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて、令和元年第3回まんのう町議会定例会を閉会いたします。

**閉会 午前11時18分**



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年9月25日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員